

東山広報板

東山区役所 〒605-8511 清水5丁目130-6 (問) = 問い合わせ先
☎ 561-1191(代表) ☎ 541-9104 (申) = 申し込み先

「京都いつでもコール」市政情報総合案内コールセンター 午前8時～午後9時(年中無休)
電話661-3755 FAX661-5855 ※かけ間違いにご注意ください。
電子メール (以下のホームページから)
パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html> 携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

● 相談 ●

弁護士による無料法律相談

日時 毎週水曜日(祝日を除く)
午後1時15分～3時45分(お1人20分以内)
受付 午後1時～3時20分
場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室
定員 7名(先着順)

行政相談委員による無料行政相談

日時 3月6日(木)
午後1時30分～3時30分
場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

司法書士による無料法律相談

日時 2月21日(金)
午後1時30分～3時30分
場所 区総合庁舎交流ロビー

(問) = 地域力推進室(☎561-9114)

● 保険年金 ●

国民年金 こんなときには届出を

国内在住の20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第1号被保険者として加入していただくことになっていきます(厚生年金や共済組合などに加入している第2号被保険者または第2号被保険者に扶養されている配偶者である第3号被保険者を除く)。第1号被保険者に該当する方で加入の届出がまだの方は、至急届出をしてください。

<国民年金第1号被保険者に該当するとき>

- 20歳になったとき
- 会社などを退職し、厚生年金や共済組合などの資格を喪失したとき
- 第3号被保険者が厚生年金や共済組合などの加入者の扶養から外れたとき

加入の届出をしなかったり、保険料を未納のままにしておくと、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないこともありますのでご注意ください。

※老齢基礎年金を受給するためには、保険料納付済期間や免除期間などを合わせて25年以上必要です。

※第3号被保険者に該当するときは、配偶者の勤務先を通じて年金事務所へ届出をしてください。

(問) = 保険年金課年金担当(☎561-9199)

国民健康保険、後期高齢者医療の保険料の納付は口座振替が便利です

口座振替をご利用になりますと、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

お申し込みは、①領収書または納入通知書など国保記号番号(後期高齢者医療の場合は、被保険者番号と徴収番号)の分かるもの、②預金通帳、③口座の届出印をお持ちのうえ、お取引のある金融機関、ゆうちょ銀行または保険年金課の窓口へ。

国民健康保険の口座振替は、下記の金融機関のキャッシュカードを保険年金課の窓口へ持参いただければ、届出印がなくても、お申し込みいただけます。

京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行(郵便局)、滋賀銀行、三菱東京UFJ銀行

特別徴収(年金からの引き落とし)をされている方で、口座振替への変更を希望される場合は、口座振替をお申し込みのうえ、保険年金課に特別徴収停止をお申し出ください。

(問) = 保険年金課資格担当(☎561-9197)

● 税 ●

税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください

区役所や国税局・税務署の職員を装って、個人情報聞き出そうとする事例が多発しています。

不審な電話があった場合には、区役所または税務署にお問い合わせください。

(問) = 課税課(☎561-9376)
東山税務署総務課(☎561-1131)

● 福祉 ●

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父(または母)と生計を同じくしていない児童の母(または父)や、父(または母)に一定の障害のある児童の母(または父)、または父母に代わってその児童を育てている人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設に入所している場合などは、支給されません。

児童の年齢：18歳に到達以後最初の3月31日までの児童(特別児童扶養手当の対象となる程度の障害の状態にある場合は20歳未満)

手当額(月額)：前年の所得額(手当の受給者が児童の母(父)の場合、児童の父(母)から母(父)または児童が受け取った前年の養育費の8割相当額を含む。)に応じて決定。

	全部支給	一部支給
児童1人	41,140円	9,710円～41,130円
児童2人	46,140円	14,710円～46,130円

※3人目以降の児童は、1人増えるごとに3,000円が加算

特別児童扶養手当は、中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で養育している父母、または父母に代わってその児童を育てている人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設などに入所している場合などは、支給されません。

児童の年齢：20歳未満の児童
手当額(月額)：障害の程度に応じて対象児童1人につき、1級50,050円、2級33,330円。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の請求、支給要件などに関するお問い合わせは支援保護課へ。

(問) = 支援保護課支援第一担当(☎561-9350)
市児童家庭課(☎251-2380)
市障害保健福祉推進室(☎222-4161)

● 総務 ●

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について

1月1日現在の京都市農業委員会委員(第3区選挙区)の選挙人名簿を縦覧することができます。

期間 = 2月23日(日)～3月9日(日) 午前8時30分～午後5時

場所 = 伏見区選挙管理委員会(伏見区役所内)
(問) = 市選挙管理委員会(☎241-9250)

東山図書館

区総合庁舎南館2階 ☎541-5455
開館：午前10時～午後5時
(平日の月・木曜日は午後7時まで)
休館：毎週火曜日、第2・4水曜日

「おたのしみ会」

日時 2月22日(土)午前11時～
ブックトーク「てがみ」

3月のテーマ図書の展示と貸出

期間 3月1日(土)～3月31日(月)
一般書・児童書「春」、絵本「はる」

読み聞かせ講座

日時 3月10日(月)午前10時30分～
場所 清水児童館(区総合庁舎南館3階)

※どなたでも参加できます。(無料)

図書特別整理のための臨時休館

3月4日(火)～3月7日(金)

カレンダー 2/15～3/14

2月	行事名	掲載面
15 土		
16 日		
17 月	東山保健センター運営協議会委員募集開始(～3月3日)	(2)
18 火	税 夜間納税相談日(～午後7時30分)	
19 水	相談 無料法律相談	(4)
20 木		
21 金	相談 司法書士無料法律相談	(4)
22 土	図書館 おたのしみ会	(4)
23 日	総務 農業委員会委員選挙人名簿縦覧開始(～3月9日)	(4)
24 月		
25 火		
26 水	相談 無料法律相談	(4)
27 木	第3回「東山区防災研修会」	(2)
28 金	固定資産税・都市計画税第4期分納期限	

3月	行事名	掲載面
1 土	シンポジウム「景観でつながるまちづくり」	(2)
	図書館 3月のテーマ図書の展示と貸出(～31日)	(4)
2 日	第7回スマイルミュージックフェスティバル	(2)
3 月	春の火災予防運動 3月1日～7日 消すまでは 心の警報 ONのまま	
4 火	音楽でつながる子育てホップ・ステップ・ジャンプ!!	(3)
	図書館 図書特別整理のための休館(～7日)	(4)
5 水	相談 無料法律相談	(4)
6 木	相談 無料行政相談	(4)
	税 夜間納税相談日(～午後7時30分)	
7 金		
8 土	職人サミット2	(1)
	有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業	(2)
9 日	青少年 東山アールスペース春イベント	(3)
10 月	図書館 読み聞かせ講座	(4)
11 火	税 夜間納税相談日(～午後7時30分)	
12 水	相談 無料法律相談	(4)
13 木		
14 金	「ちゃれんじ☆キッズクッキング」申込締切	(3)

※時間、会場、問い合わせ先などは、掲載記事をご覧ください。